

第五次地域管理経営計画

第一次変更計画書

(木曾谷森林計画区)

[変更年月]

第一次変更 平成30年3月

林野庁中部森林管理局

目 次

I	変更事由	1
1	機能類型に応じた管理経営に関する事項の変更について	
2	特に保護を図るべき森林に関する事項の変更について	
	・保護林	
3	国民参加の森林に関する事項の変更について	
	・多様な活動の森	
II	変更事項	1

I 変更事由

- 1 機能類型に応じた管理経営に関する事項の変更について
保護林制度の見直しを受け、記述の変更をする。
- 2 特に保護を図るべき森林に関する事項の変更について
保護林制度の見直しを受け、設定の変更をする。
- 3 国民参加の森林に関する事項の変更について
ふれあいの森及び多様な活動の森について、各種団体から森林整備活動のためのフィールド提供の要請を受け、区域を新設する。

II 変更事項

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2)機能類型に応じた管理経営に関する事項

③ 地域ごとの機能類型の方向

ツ 賤母地域（賤母国有林）

（イ）賤母ヒノキ等生物群集保護林は、自然環境の保全機能及び保健文化機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1)特に保護を図るべき森林に関する事項

保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	1	4,140
生物群集保護林	4 【 3 】	10,871 【10,841】
希少個体群保護林	7 【 8 】	252 【 282】
総 数	12	15,263

注1：【 】は変更前の数値である。（変更部分のみ記入）

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

注3：保護林は、「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号）により、(1)森林生態系保護地域、(2)生物群集保護林、(3)希少個体群保護林の3種類となったため、再編を行った。

注4：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・森林生態系保護地域：我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理
- ・生物群集保護林：地域固有の生物群集を有する森林の保護・管理
- ・希少個体群保護林：希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

① ふれあいの森

設定箇所

	名 称	面積 (ha)	位置 (林班)
新	大樹の森・赤沢	3	小川入国有林78

⑤ 多様な活動の森

設定箇所

	名 称	面積 (ha)	位置 (林班)
既	城山史跡の森	78	城山国有林722～726
新	郷土の森	81	小木曽国有林1030～1031